

保険取扱い臨時講習会のお知らせ

このたび保険取扱い臨時講習会を下記のとおり開催いたします。

令和4年度の保険取扱い講習会は7月31日を予定しておりますが、その前に保険施術取扱いを希望される先生方を対象に臨時の保険取扱い講習会を開催いたします。7月の講習会を必ず受講する条件で、臨時の保険取扱い講習会を受講された翌月より請求が可能となりますので、保険施術取扱いをお考えの先生方は事務局までご予約ください。

記

本会保険請求取扱い規程

① 特別会費 2.5% (会費規程)

- ・会員は、健保、労災等、保険施術取扱い総額の2.5%を納入する。
- ・特別会費は各会員の預託金から徴収する。

② 所定の講習を修了し、必ず本会を経て療養費申請書を提出

- ・本会所定の保険取扱い講習を修了すること。
- ・本会会員で、保険請求する者は、必ず本会保険部の審査を経て、療養費申請書を提出しなければならない。
- ・本会の審査を通さず療養費申請書を提出した場合及び不適切な保険取扱いを行った会員は、処分内規により処分を行います。
- ・保険請求においては、本会保険部の独自基準に沿って指導を行います。

以上

保険取扱い臨時講習会日程

① 令和4年3月30日(水) 午後1時～ 予約締切 令和4年3月23日

② 令和4年5月22日(日) 午前11時～ 予約締切 令和4年5月15日(定員残り4名)

持ち物：講習費2万円 印鑑 筆記用具 登録記号番号(すでに登録済みの方のみ)

申し込み：(一社)愛知県鍼灸マッサージ師会事務局 [TEL:052-683-8921](tel:052-683-8921)

上記どちらかの日程を選択し、期日までにお電話にて予約申込をお願いいたします。

臨時講習会ですので必ず7月31日の保険取扱い講習会の出席が条件となります。

保険施術取扱いには、本会の講習会とは別で、東海北陸厚生局の講習会受講と登録が必要となります。